

第 17 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 17 年 3 月 19 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第17回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成17年3月19日(土) 午後2時～午後4時47分

場 所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

### ※出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
田中満穂	熊本恭乃	幸賀 毅	岡田衆二
岡坂峰雄	中井 登	西脇 明	田中 董
平澤輝實	中田雄久	田中 要	中井 功
西村敏弘	西垣晋輔	西村公子	中井祥三

顧問(計2名)

兵庫県議会議員	兵庫県但馬県民局長
丸上 博	西村良二

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
西村 徹	中村 茂

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
北村佐登美	川崎晴人

第17回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年3月19日（土）

14：00～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第32号 調整会議の結果について

報告第33号 平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について

報告第34号 平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について

(2) 協議事項

協議第66号 新町の名称の変更について

協議第67号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について

協議第68号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について

協議第69号 合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について

協議第70号 変更合併協定について

5 そ の 他

6 閉 会

○阪本事務局長 定刻となりました。ただいまから、第17回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

幸賀議長、よろしく願いをいたします。

○幸賀議長 皆さん、こんにちは。合併協議会委員各位並びに傍聴にお運びをいただきました多くの町民の皆様、まことに御苦労さまでございます。

さて、合併協議、回を重ねて17回、新町誕生なるかならぬか神のみぞ知る状況にあります。願わくば、地域の生生発展を願い、真摯、真剣な協議をいただき、いやしくも歴史に汚点を残すことなき、また、後顧に憂いを残すことなきを期して、慎重真剣に御協議いただきますことをお願いをいたしまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

ただいまから、第17回浜坂町・温泉町合併協議会を開催いたします。

続きまして、会長挨拶、陰山会長、お願いいたします。

○陰山会長 皆さん、こんにちは。今日は、大変穏やかな気候になりましたが、ここ数日、3月も半ばになろうかといいますが、毎日寒い日が続いてきました。三寒四温と申しますが、こうして寒くなったり、今日のように暖かくなったりしながら、やがて穏やかな春を迎えてまいります。本日は、皆さんにおかれましては何かと御多用の中、繰り合わせ御出席を賜りまして、心から敬意を表したいと思っております。温泉町と浜坂町との関係も厳しい論争や、温かい話し合いを続けながら、やがて穏やかな日を迎える日がやってくるというふうに信じております。

本日、本来でありますと、この会議はもっとも回数を重ねて開催すべきが至当だというふうに考えましたが、過日の皆さんからお認めいただきました調整会議で、その会議の中でなかなか方向性を見出すことができない状態が続いておりまして、このような中で本会議を開きましても、また妥当な結論を得るにつきまして、また難しい問題もあろうかということで調整会議で論議を重ねてまいりまして、本日となったような次第でございます。どうか、皆様御理解をくださいますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○幸賀議長 続きまして、会議の成立について、事務局から報告いたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 では、報告を申し上げます。合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、出席者は本日、全員でございます。したがって、会議は成立していることを御報告申し上げます。以上でございます。

○幸賀議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、西脇明委員、浜坂町、平澤輝實委員を指名いたします。

これより議事に入りますが、本日の議案中、特に新町の名称にかかわる案件につきましては、報告事項と協議事項の2段階に分けた議題といたします。報告事項については、さきの協議会で本件の取り扱いについてをゆだねた両町の町長、議長、3号委員の正副座長、合わせまして6者による調整会議のその経過について、陰山会長から報告を受けたものに対し、まず、名称再考を議題とすることの可否、賛成なのか反対なのかをお諮りし、可との議決が得られるなら、協議事項の中で協議第66号、新町の名称の変更についてを用意をいたしております。本件は、第14回協議会において同様の案件が提案され、否決された経緯があります。よって、町民からの温かい理解が得られるための明快な説明が求められている特殊、特段の重大案件ゆえに、当職よりあらかじめ説明いたしておくものであります。

それでは、本日の報告事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長　それでは、報告事項についての提案説明を申し上げます。報告第32号、調整会議の結果について、報告第33号、平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について、報告第34号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について、以上の3件の提案を申し上げたいと思います。後ほど事務局長に朗読説明をさせますので、審議の方をよろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長　事務局長。

○阪本事務局長　1ページをお願いいたします。報告第32号、調整会議の結果について。調整会議の結果について報告する。平成17年3月19日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

調整会議の結果について。調整会議の結果を別紙のとおり報告する。

2ページにつきましては、調整会議の開催状況をお示しさせていただいております。ご覧のように合計で4回の調整会議を開催しております。会議の内容につきましては、会長の方から御報告していただきますのでよろしくお願いをいたします。

会長よろしくお願いをいたします。

○陰山会長　それでは、改めまして会議の内容の説明を申し上げますが、これにつきましては、会議の内容といたしましても、私の方の解釈ということもありますから、後に馬場町長の方より補足なり、またそれなりの解釈の違いがありましたら、報告していただきたいというふうに思います。

この件につきましては、既に一部報道もされておりますので、ややどの程度言っているのか

わかりませんが、このようにまとめさせていただきました。先ほど事務局が申しあげましたように、4回の調整会議を持ちましたが、最初の3回まではお互いに原理原則の話が多くて余り進展もなく、先行き不透明な状態が続きました。

第1回目はお互いが、言いましたように、原理原則を繰り返して進展はなかった訳でありますけれども、その中で浜坂町側から若干の町名変更の名前を上げたりしながら検討の余地はないかというような話もしましたが、これはちょっとというようなことで、提案という形にはならなかったというふうに思います。会議終了直前になりまして、温泉町長の方から町長同士の話でありましたが、新温泉町という提案がありました。

第2回目は、新温泉町に対して、浜坂町はどう考えるかというようなところから始まったと思っております。浜坂町では、「浜温泉町」とかその他の案はどうかというような提案をした訳でありますけれども、「新温泉町」を浜坂町がどう考えるかというようなところから協議をすべきではないかというようなことで大体終わったというふうに思っております。

第3回目でございますけれども、この2回の会議が終わった段階で一部新聞報道されたということもありまして、それでは浜坂町としてのスタンスは、一応明確にしておく必要があるのではないか、調整するといたしましてもという必要を感じまして、この地は二方でございますから、二方の歴史的な意味も説明しながら、二方町というのを浜坂町としては正式に提案すべきだということで提案したわけでありまして、順序が逆になったというようなこともありまして、これでは話にならないのではないかとということで、短時間で流会となりました。

3回目から4回目の間にやや時間がある訳でありますけれども、結局この間は先行きが不透明だというような状態もありましたが、そうは言いながら、お互いが何としても合併は成功させなければならないと、こういう強い気持ちがありました。お互いに譲れない立場というのを乗り越えて、合併の大義のために譲り合いの精神を発揮して、何とかまとめようと、立場が大きく違いますからなかなか難しかった訳でありますけれども、そういうことで、今日、提案しようとしております「町名は新温泉町とする。ただし、合併後検討する。」というようなことを一つのまとめといたしました。

この第4回の協議の中では、申し上げますけれども、「合併後速やかに検討をする」という、速やかという言葉について論議が交わされ、主として大きく交わされたと思っております。結局、最終的には浜坂町の方が速やかにという言葉はおろしますというようなことで決まったというふうに理解をしております。先程、申しあげましたように、不足の点は馬場町長の方から、

あるいは解釈の違いがありましたら、説明を願いたいというふうに思います。

○幸賀議長 馬場副会長。

○馬場副会長 それでは、御指名でございますので、私の方からもこの4回の調整会議の経過につきまして、少し御報告を申し上げたいというふうに思います。

私ども、陰山町長とは但馬の会議、あるいは北但の会議、いろんな会議で同席をさせていただきました。その中で、もちろんその会議の終了後、あるいは会議の始まる前にいろんなお話をさせていただいたという経過もある訳でございますが、総じてお互い意思疎通に欠けたということは間違いないと思っております。なおかつ、その時々には激論も交わしましたし、時にはどなり合いもさせていただきました。さらに、このことを続けて、お互い疑心暗鬼になって、本来の目指すべき合併ということが暗礁に乗り上げてはもうどうしようもない。今日まで、今日まで浜坂町、温泉町の町民の皆さんに大変な不安と混乱を招いているという状況、さらにはこのまま推移をいたしますと、対立と混乱という構図、これを変えることができない。したがって、この段階でぜひとも対話と協調、さらには連携、連帯という精神をそこに持たなければ、解決の糸口が見出せないのではないかというふうに思った次第であります。

先程の報告の中に、第1回目の会議で、この私の方が新温泉町を提案したということがございましたが、「湯村温泉町」、「新温泉町」、こういった複数の名前を申し上げた。それはその前段として陰山町長の方から「二方温泉町」であったり、あるいはこの「浜温泉町」であったりという提案があったからでございます。なお、数度会議を重ねさせていただく中で、最終、4回目のただし書きの部分でございますが、私どもの主張は、ただし書きを入れるのであれば、新町の名称は温泉町で、それからただし書きが来るべきだというふうに申し上げましたが、浜坂町の3名の方、このただし書きの持つ意義、意味というものをどのようにお考えなのかということも申し上げ、一定の整理をしていただいたという認識も持つところでございます。その中で、本来新しい町の名前にただし書きがつくというふうなものは、これは前代未聞の状況だというふうに思いますから、そうではなくて、この際、明確な決着、判断ということをしていただきたいたいというふうにも申し上げましたが、「新温泉町、ただし、合併後検討する。」ということで、最終の調整を図ろうというものでございます。この件に対しましては、後ほど申し上げますが、温泉町の町民各位、さらには議会内部でも相当な玉虫色の決着、先送りの妥協ということについて、大変な批判を私自身いただいているところでございますが、しかし、それよりも合併の大義ということを重視すべきだというのが私の強い信念でございますので、その信念に基づいて、ぜひとも御理解を賜ってまいりたいというふうに思うところでございます。

○幸賀議長 以上、前回6者協議ということで、調整をゆだねられました概要につきまして、正副会長より、一応の説明、報告がありました。

ここで、再度整理をしておかなければなりませんのは、冒頭、当職より申し上げましたこの案件については、協議の前段で協議として議題に採択するのかどうかの大事な手続がある訳であります。それで、もう少々報告のみの範囲内での質疑応答を受けたいと思います。その辺は、少々分かりにくい部分ですけれども、内容に立ち入った点につきましては、これははいよいよ議題として協議の場に乘せてから、内容の御協議をいただくことになります。したがって、今、両正副会長より概要の説明があったその範囲内での質疑応答をお受けしたいと思います。

以後の、発言されます方につきましては、従来どおり町名、氏名を告げていただいてから、発言をお願いをいたしたいと思います。

田中委員。

○田中（要）委員 ただいま 調整会議のお話を賜った訳であります。既に新聞紙上等で目にし、あるいはまたいろいろな方面から私自身も耳に入ってきたりして、さまざまな困難な要素というのもあった訳であります。私は、前回の第16回の会議以降、いとも簡単には申しませんが、4回の会議の中で、とどのつめとはいえ、こういう経過になったということについて、今日まで、名称だけで言えば、前回の第14回の名称変更の以降、いろいろな経過をたどったこの協議会をどのように評価をされて、どのようなお気持ちを持たれて、この調整会議に臨まれたか、私は第1回から本日の第17回まで委員として欠かさず出席をさせていただいた。こういう中で、私自身も真剣に論議をしてきたし、そして、多くの皆さんの御叱声やあるいは御意見を拝聴してきました。したがって、今日までの経過あるいはその評価が、本当に理事者である会長、副会長、どのようにお考えであったのか、いま一度、腹の内をお示しをいたしたいと思います。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 それでは、両町長に質問だと思いますが、とりあえず私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

冒頭にも申し上げましたが、この論議を重ねるに当たりまして、前回もそうであったんですけども、余りにもお互いの立場が違い過ぎます。普通であれば、とても解決するような状態の立場に立っていない、基本的に言いますと。であります。先程、馬場町長も私も申し上げましたように、何としても3月までの合併をなし遂げなければならないという強い思いというものがありました。そういう中でどうするかということになる訳でありますけれども、もう一度、



前回のときの議事録も私も読ませていただいた訳でありますけれども、この議事録の位置づけにつきましては、若干見解の相違もあろうかと思っておりますけれども、物事を成就する手段として大勢が協議しても、時間のロスというものも考えられるし、真剣に討議して一たん出された結論というのは、多少異論があっても、いろんなことがあるけれども、消極的な形でも、これはやむを得ないのではないかというような考えが大勢を占めたというふうに私は理解をしております。

最終的な結論といたしまして、調整会議で決まった話というのは、それぞれ3名の委員が責任を持ってこの協議会の皆さん、あるいは議会に対して責任を持って説得していくということで、前回の会議を終わったというふうに私は理解をしております。

○幸賀議長 副会長であります温泉馬場町長。

○馬場副会長 私どもは、この温泉町として、これまでの合併協議会で投票までして決定し、県知事や県会議員立ち会いのもとで調印した内容の正当性ということを一貫して主張し続けてまいりました。理不尽なことは安易に認める訳にはまいりません。それから、この浜坂町との合併成否のバロメーターが、まさにこの新町名であるというふうなことを申し上げてまいりました。このことに対します町民の皆さんの思いというのは、温泉町の場合はケーブルテレビで情報提供いたしておりますから、それぞれ町民お一人一人にいろんな思いがある訳であります。しかしながら、総じて先程申し上げました合併の大義ということを、やはり再び私どもは根底から考える必要があるというふうに思いました。1つは、今さら何を言うんだというふうなおしかりもあろうかと思いますが、地方分権の推進でございますし、2つ目には少子高齢化の進展、そして広域的な行政需要の増大、4つ目に構造改革の推進、5つ目に昭和の大合併から2分の1世紀、半世紀、50年が経過したということ。さらに浜坂町、温泉町の置かれている現在の環境といたしまして、この合併支援地域でなくなることによる国、県の事業の抑制ということは、これは明らかでございます。これまで2年、3年でできるものが5年、10年かかってしまうかもしれない。そのことによるデメリットというものはとても大きなものがある。2つ目に、この広域行政分担金の均等割の増大ということでございます。北但馬は1市10町、分母が11であったものが、これから分母が4になる。その均等割の負担というものは、とてつもない金額になるという思いでございます。3つ目に温泉町におきましては、現在、まちづくり交付金事業、さらには後期の過疎地域自立促進計画に基づく事業ということで、少なくともこれから5カ年において、一定の普通建設事業は可能ではないかという思いを強くいたしておりますが、それ以降の普通建設事業、どれだけ対応できるのか、こういうことを総合的に判

断をいたしますと、今、この時期に必ず合併ということ成就させなければ将来展望が切り開けないということを、私自身強く思ったところでございます。したがって、調整会議の中で、私自身が当初から弱気になった、あるいは大いに妥協したというふうな批判、非難もちょうだいしているところでございますが、私はタイミング的にこの時期を逃して、先送りをして、そこから好結果が出るというふうな思いは全くいたしておりませんので、この時期に一定の判断、決断をしなければ、これは冒頭幸賀議長が申されました将来に禍根を残す、歴史に汚点をつけてしまうという、その強い意志、思いというものに駆られた次第でございます。

○幸賀議長 そのほかございませんか。

田中要委員。

○田中（要）委員 しつこく言おうとは思いません。これまでから、第1回の会議から、合併というものの大義あるいは名称を決めるときも合併の大義、あるいはまちづくり計画を進めるに当たっても、両町の将来展望をいかにして生み出すか、そのためには合併するとどうなるのか、いろいろなことを考えて今日まで来たというのは仰せのとおりであるし、私自身もそのように思っています。しかし、先程、陰山会長の言葉にありましたように、これは言葉じりを拾う訳ではありませんが、余りにもお互いの違いが多過ぎたということについては、私は違いは多過ぎたではなかった。正式の場で正式に決まったものだというふうに私は理解していますから、その辺のところは私は立場が違うということで解決すべき名称の問題ではないというふうに私自身は考えております。したがって、これらをすべて総括しながら、調整会議に臨んだということであれば、自信を持ってそのことを町民に訴える努力をしていかなければならんし、私自身にももう一度納得するお言葉をいただきたい。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 立場が違うという表現が悪いとおっしゃるんですけども、我々の方から言いますと、何回も申し上げておりますけれども、あくまでもお願いをする立場であるということの中で、今どういうお考えで御発言があったか私、よくわかりませんが、お願いをする立場であるという中で、温泉町側には温泉町さん側のお気持ちもあろうけれども、私の方の立場では本当にこれは苦渋の選択であったというふうに思っております、それはなぜか、それはやはり決まったことに対してお願いをするところからでなければならない苦しさがあったということで、このような選択はさせていただきましたが、私の方といたしましても、この後、町民の皆様は何と説明していいのかという苦しい苦しい次の道が待っておるといふふうに考えておるところでございます。

○幸賀議長 関連して、温泉町長、御発言がありましたら。

○馬場副会長 いえ、ございません。

○幸賀議長 そのほか御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 よろしいですか。それでは、報告事項についての質疑応答を打ち切らせていただきます。したがって、当名称再考を議題として、本日協議事項に加えさせていただきますことへの賛否を問わせていただきたいと思います。

採決に当たりましては、起立でお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

暫時休憩します。

〔休憩〕

○幸賀議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大事な部分で大変お待たせをいたしました。

それでは、名称再考についての採決をすることに対する賛否をお諮りいたします。

採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○幸賀議長 全員、20名。よって、採決は、決まりました。

議題を採決として、採決することに決定させていただきます。

続きまして、名称再考についてを採決いたします。名称再考についての議題についての賛否を問わせていただきます。(発言する者あり)

暫時休憩します。

〔休憩〕

○幸賀議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。名称を再考することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○幸賀議長 賛成18名、多数でございます。それでは、よって、名称再考を採択されました。

暫時休憩します。

〔休憩〕

○幸賀議長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

したがいまして、名称再考についての協議につきましては、協議事項66号において御協議  
いただくこととなります。

次に進みます。

次に、報告第33号、平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について  
を議題といたします。

会長にかわり、事務局に朗読と説明をいたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 3ページをお願いいたします。報告第33号、平成16年度浜坂町・温泉町  
合併協議会補正予算（第1号）について。平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第  
1号）について報告する。平成17年3月19日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

平成16年度浜坂町・温泉町合併協議会補正予算（第1号）について。平成16年度浜坂町・  
温泉町合併協議会補正予算（第1号）を別紙のとおり調製したので報告する。

平成16年度合併協議会補正予算は、2町の議会におきましてそれぞれ議決をいただいでお  
ります。

5ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ145万3,0  
00円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,297万円と定めております。

9ページをお願いいたします。歳入として1款分担金及び負担金、1項1目負担金で293  
万4,000円を減額し、2町それぞれの負担金を146万7,000円減額するものでござ  
います。

2款繰越金、1項1目繰越金では148万2,000円を前年度から繰り越し、148万1,  
000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款協議会費、1項1目協議  
会費で145万3,000円の減額をいたしております。これにつきましては、1月末現在で  
精査し、それぞれ必要な経費を見込んで計上いたしました。主なものでございますが、1節報  
酬は、協議会を短期間で複数開催を想定し、12万6,000円の増額といたしております。

11節需用費はコピー用紙やトナー代、修繕費は事務機器などの修理などを見込んで減額して  
おります。13節の業務委託料は、会議録の作成委託料が減額の要因でございます。以上、は  
しよった説明となりましたが、よろしくをお願いいたします。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問のあります方はどうぞ。

[質疑なし]

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、報告第33号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

暫時休憩します。

[休憩]

○幸賀議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

再度報告第33号についての御異議はないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第33号は、報告のとおり承認いたしますことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第33号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定させていただきます。

次に、報告第34号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をいたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 11ページをお願いいたします。報告第34号、平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について。平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について報告する。平成17年3月19日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算について。平成17年度浜坂町・温泉町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。

浜坂町・温泉町におきましては、平成17年度の予算が審議中でございますが、合併協議会財務規程第3条第1項の規定に基づき報告いたします。

13ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ843万3,000円と定めております。第2条では、一時借入金の最高額を200万円としております。

次に、16ページをお願いいたします。事項別明細書の1総括ですが、前年度に比較して、歳入歳出それぞれ599万円の減額となっております。これは前年度は2月28日までの11カ月間の予算でしたが、17年度、今年度は17年の10月1日までの6カ月の予算を計上しているためでございます。

17ページをお願いいたします。まず、2歳入で、第1款分担金及び負担金ですが、町負担金として843万円を計上し、浜坂、温泉それぞれ両町で421万5,000円を負担していただくことにしています。2款繰越金は、前年度繰越金として1,000円、第3款の諸収入

は預金利子、雑入それぞれ1,000円としております。これらは科目設定として掲げております。

次に、18ページをお願いいたします。3の歳出ですが、1款1項1目の協議会費として833万3,000円を計上しております。1節報酬につきましては、71万1,000円、内容は委員報酬は9月までの協議会を開催3回分と、特別職等の報酬審議会4回分などを計上しております。それから、監査委員の報酬につきましては、出納検査、決算審査など4回分を予定をいたしております。それと11、需用費197万8,000円は、会議資料などの作成経費と新町建設計画概要版や協議会だより4回分などを計上いたしております。13、委託料287万4,000円は、会議録作成、例規集の立案、策定、庁舎移転業務委託料などを計上いたしております。14、使用料及び賃借料は65万円、コピー機や事務所使用料などを計上いたしております。19節負担金補助及び交付金129万円は、臨時職員の賃金等諸経費6カ月分などを計上いたしております。

19ページをお願いいたします。2款予備費は10万円を計上いたしております。以上でございます。

○幸賀議長 報告第34号についての朗読、説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のあります方はどうぞ。

岡田委員。

○岡田委員 二、三点、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。まず、まだ合併ということが本当に成就できるかどうかということが決まっていない段階での予算の質問ということは、実に力が入らないなということが率直な気持ちでありますけれども、ただ、そうは言いながら、一たんこのように報告をいただく限りにおいては、もう少しちょっと考え方の説明をいただくべきではないかなというふうに思います。といいますのは、少なくとも、やはり特別職等の報酬の検討委員なり、町章の選定の委員なり、それから選定の報償金なりのやはり考え方というものは、こういう考え方の中で予算は組ませていただきましたと、こういう説明が当然あってしかるべきじゃないかということで質問をしたいと思うわけでございます。やはり、これが本当に合併がもう成就するということが決まりながらの予算の中だったら相当皆さん、やはり議論はあると思いますので。やっぱりその辺のところが必要な説明は、やはり事務局がすべきだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○幸賀議長 事務局長。

○阪本事務局長 失礼します。まず、特別職等の報酬検討委員会の関係でございますけれども、

先程4回というふうなことを申し上げましたですけども、委員には一応予算上ではございますけれども、8人を予定をいたしております。5月、6月、7月ぐらいまでには、大体方向を示していただきたいと。4回程度を予算では予定をさせていただいております。

それともう一つありました町章選定でございますけれども、町章選定につきましては、委員さんは合わせて5人を予定をいたしております。ただし、そのうち1名につきましては、少し学識があられる方を1人を予定をいたしております。3回程度、選定委員会を予定をいたしております。選定の報償金でございますけれども、最優秀賞、採用者ということになりますけども、1人に20万円と、その次に来られる優秀賞といえますか、まだ名前をつけておりませんが、2番目に来る人を2人で、その人には3万円ということ予算上では計上させていただいております。以上でございます。

○幸賀議長 そのほかございませんでしょうか。

[質疑なし]

○幸賀議長 ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。報告第34号は、報告のとおり御承認いただきますことに賛成、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○幸賀議長 異議なしと認めます。よって、報告第34号は、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

ここで暫時休憩します。3時10分まで。

[休憩]

○幸賀議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、協議事項に入ります。

本日の協議事項についての提案説明をいたします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、協議事項について、提案説明を申し上げます。

協議第66号、新町の名称の変更について、協議第67号、議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について、協議第68号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について、協議第69号、合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について、協議第70号、変更合併協定について、この5件の提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読説明をさせますので、御審議の方よろしくお願い申し上げます。

○幸賀議長 協議第66号、新町の名称の変更についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読をいただきます。

事務局長。

○阪本事務局長 20ページをお願いいたします。協議第66号、新町の名称変更について。新町の名称の変更について提出する。平成17年3月19日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目3、新町の名称の変更について。平成16年7月9日に開催した第10回合併協議会において確認された新町の名称について、下記のとおり改める。

記。「新町の名称は、温泉（おんせんちょう）とする。」を「新町の名称は、新温泉町（しんおんせんちょう）とする。ただし、合併後検討する。」に改める。以上でございます。

○幸賀議長 朗読が終わりました。なお、本案につきましての説明につきましては、先刻報告案件の際、両町長より概略の説明がありました。ここで、なお補足の説明がありましたら、補足説明を受けます。

陰山会長。

○陰山会長 ありません。

○幸賀議長 補足の説明はないようであります。したがって、質疑に入ります。

西村公子委員。

○西村（公）委員 温泉町の西村でございます。報告の折に、いろいろとる説明をしていただきまして、内容はもっともだというふうなことを踏まえておりますけれども、再度私の立場としてお尋ねをしてみたい件がございます。

陰山町長におかれましては、町名の再考については、第14回の合併協で否決されたというふうなことは十分におわかりになっておられるというふうに思っております。やはり、その経過を踏まえると同時に、重みというふうなものをきっちりとはっきりわかっていたいただきたいというふうに私は思います。その中で陰山町長は、温泉町側には瑕疵もない、誤りもないと言われておられます。なのに、なぜ「新温泉町」であり、「ただし、合併後検討する。」なのでしょう。か。お聞きしたいと思えます。

また、陰山町長は、「新温泉町」は、温泉町寄りの名称だと言われておりますが、本当にそうなのでしょうか。その辺のところも御答弁をいただきたいと思えます。

私は、このただし書きを削除していただかないと、議会の同意は得られないのではないかというふうなことを、私は思っております。その辺も再度お考えを伺いたいと思えます。私は合



併はしなければならないという、その大義は十分にわかっているつもりでございますが、わかっていながらこういうふうな質問をさせていただくということにつきましてはなぜだろうというふうなことを思われると思います。田中要委員が初めに、1回からずっと欠席なしで合併協議会に出られたというふうなことを言っておられますが、私もその一人でございます。その中で、私はこの16回目までに何を協議させていただいたのかなというふうに思っております。そういうふうな中で、私は温泉町の町民の方に対しまして、きっちりと詳しい説明をしていたということが、やはり会長さんの使命でもあるし、責務でもあるではなかろうかというふうなことを思います。そのことにつきましては、「ただし、合併後検討する。」というその文言につきまして、明確な経緯の説明を求めたいと思いますし、このことに関しまして、すべての町民の方々に対しまして、最もわかりやすい、理解のでき得る限り本心から合併をしていかなければならないんだということを十二分に説明をお願いしたいと思うものでございます。以上でございます。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 前回の協議会からも申し上げておりますが、温泉町さん側に会議の経過の中で問題がないということは、常に申し上げてきております。だからこそ、私の方は町名の変更をお願いし続けてきたというふうに、私は解釈をしております。

「新温泉町」というのは、私の考え、浜坂町の立場から言いますと、やはりこれは温泉町寄りになっているというふうに思っております。これでは、逆に浜坂町の皆さんの理解が得られないという思いの中で、やはり何か付録がつかなければ、これは絶対に町民の理解が得られないということで、今回のお互いが、両町の3名が協議した結果がこの形になっております。ここで改めて申し上げておきますが、例えば合併して、合併後の選挙がどういうことになるかということももちろんわからない訳ですし、一旦決めた町名がどういう形でどう行くのかということもまだまだ不透明な点もたくさんある訳でありますけれども、例えばの形で風に任せて一気に浜坂町というような、あるいは浜坂町寄りのような名前にするというような考えは、浜坂町側にもないと思います。そこでは、そういう条件が出たといたしますならば、やはりこれは合併した町民の皆さんが納得できるような形で話を進めていくべきではなかろうかというふうに思っております。温泉町の方に説明ということになりますと、これは副会長の馬場町長の方に説明をしていただきたいというふうに思います。

○幸賀議長 馬場温泉町長。

○馬場副会長 今回の経過につきまして、温泉町の方、とりわけ温泉町議会の議員全員協議会

の中で、私自身も批判と非難をちょうだいしているところであります。この一方的な判断、それも密室の6者協議での決定というものは、町民に対するある意味ではマイナスイメージ、あるいは町民の理解が本当に得られるのかというふうな御指摘も現実ございました。私は、新しい町をつくっていくという観点に立って、それとこれは話が違うというふうに申されるかもしれませんが、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を実現するためには、日本海、浜坂の海のようにおおらかな気分になって、なおかつ上山や畑ヶ平のような奥深い雄大な自然を見つめていく、その中でのお互いの歩み寄り、心の広さ、そういうものがなければ今回の合併というものは、成就できないということを、これは当初からそういう思いはございましたが、ここ、この局面に来て、そのことをとても強く思っているものでございます。したがって、これらが俗に言う、玉虫色、先送りという決着だというふうな御批判は甘んじて受けなければならぬというふうに思いますが、今この時期、この段階での決着の手法として、これを選択させていただかざるを得なかったという思いでございます。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 新町の名称にあたって、私自身は先程の調整会議の報告をお聞きし、苦渋の選択を両町のそれぞれのトップや議会のトップがされたということについては一定の理解はいたすものでありますが、しかし、事ここによってこのような名称になるということについては、いささかこれまでの経緯というのは否定はされておりましたが、私自身が否定されたような気持ちでいっぱいあります。ましてや五百歩、千歩譲ってこの温泉町が「新温泉町」になったということを仮に私自身が理解するにしても、このただし書き以降の文面というのは、これまで多くの法律や条例やいろいろな施策の中でただし書きというのはたくさんある訳であります。これには、このただし書きには、1つには本文を補完する立場のただし書きというものもありますし、もう一方では、本文を一定部分制約をするただし書きというのも法律や条例の中にはある訳であります。こと今回の今日までの合併協議会の中で、まちづくり計画を審議してきた中でも、たくさんこのただし書きがあります。しかし、このただし書きというのは、あくまでもまちづくりを補完する上で、あるいはただし書きをつけることによって時間が解決してくれる、このような状況下の中で、今回ただし書きというのがまちづくり計画の中にあっても挿入されたものだとして私自身は理解をいたしております。したがって、政策や施策に反映するただし書きというのは、一定理解をしていかなければならぬと思っておりますが、政治的にただし書きをつける、こういうことによっては、両町に、あるいは両町の町民に将来大きな混乱をもたらすということも、一方では今回のただし書きにはあるということを私自身

が非常に危惧をいたしております。したがって、このただし書きにつきましては、承服しかねるものでありますし、加えて申し上げて、乱暴なことを申し上げますが、このただし書きを名称は変更しない、このことに変更していただくことも、私自身提案を申し上げたいと思います。

○幸賀議長 田中委員の御発言の中に具体提言もあったかと思えます。あわせて陰山町長、両町長から御発言いただきます。

陰山町長。

○陰山会長 これは常に両町長の責任として答弁をしていかなければならないと思います。何回も言っておりますが、お互いが苦渋の選択の中で3月までにどうしても合併しなければならないという中で決めたことでありますので、その方の点につきましては、温泉町さんの側につきましては、温泉町長さんの方にお聞きを願いたいと思います。これは本当にお互いが苦渋の選択でありますから、私の方で何と答えていいのか、それはどうかよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、先程言われましたただし書きにつきましては、そのようなことをおっしゃいますけれども、また、お互いの立場もありますから、4月以降の中で、しかるべき一定のルールというようなものも考えられて、皆さんがおっしゃるような、過激なような話にはならないようにしていくのも1つの手ではないかなと思っておるところであります。

○幸賀議長 馬場町長。

○馬場副会長 このただし書きのあり方というものについては、相当議論をさせていただきました。私ども温泉町側の立場からしますと、これは不要だと、ぜひ削除をしていただきたいということも相当強行に申し上げたつもりでございます。一方で、浜坂町側の思いとして、このただし書きがあることによって住民の皆さんに対する一定の理解というふうなものもあるんだというふうなことを、お互い押し問答の中での接点という中で、これは先程申し上げましたように、明らかに玉虫色の決着ということになります。将来にずっと尾を引いてしまうという不安視する見方も現実ある訳でございますが、私どもはそれを決してマイナスイメージでとらえるのではなくて、このことによって町民の皆さんがすべからく望んでいらっしゃる合併をなし遂げるんだと、その礎にしたいというふうな思いでございます。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 先程来からの両町長のお言葉ですが、お言葉を返すようでありますけれども、私自身は、この政治的ただし書きというのが将来禍根を残すではないか、両町民を混乱に陥れるのではないかということについて、このことをどう思われてますか。あるいは、このた

だし書きを先程申し上げたように、名称は変更しないということに、この考えはいかがですか。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 調整会議で決まりました方法でよろしく御理解を賜たいと思っております。

○幸賀議長 田中董委員。

○田中（董）委員 温泉の田中であります。先程から私、話を聞いておりますと、町長さん、大きな勘違いをしていただいたらいけませんよ。調整会議で決定じゃない、この前私は、あなたにお願いしたのは、この6者でたたき台の案をこしらえてくださいよということをお願いしました。このことをひとつ確認をしておきます。これは今までの去年のように、全会一致で、委任をしますという、この前はことじゃなかったように私は思っております。その点の間違いのないようにひとつお願いしておきます。

それから、先程から確かに浜坂町というんか、調整会議で4回やられたという中で、るるいろいろ折衝があったと思います。確かに大変なこれは御苦労があったということは推察をしますが、先程言っておられる苦渋の浜坂町も決断をしたんだよと。これはもともとよく考えてみると、るるきちっとしたルールをして合併協議会で2回もこの町名については議決をして決定をしておるんですよ。そして、本当に合併調印を、各ここの委員、ここにおられる県議、県民局、県知事まで来てしたものがおたくの内部の事情で、何ら瑕疵もないところに言っておられるのが、私もこの前も言いましたように、少し角度が違いますというんじゃない、私たちが角度が違うんですよ、あなた方の言ってるのが。正当じゃないんですよ。そうして、先程、何か説明の中で、速やかに検討するというのをただし、合併後検討するという、先程、皆さんが言っておられるように、合併後検討するということが、大きな両町の私は火種になると思いますよ。これらはやはり、今ここですっきりとしておかれるべきじゃないかと思うんですけど、どうですか。町長の言っておられる私たちがお願いの立場なんですよということじゃない。混乱の場をあなたは提案されるというのもどうですか。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 確かに田中委員さんはそういうようなことをおっしゃいましたが、最後のまとめの中で、やはりここで決まった話は、もう3月も入って期日がない、期日がないとするならば調整委員会で決めた話はお互いが持ち帰って、それぞれの町の法定協の委員さん、そして議会の委員さんに納得をしていただくようにして、この話をまとめていかなければずっと時間があるなら何回か繰り返しながらやっていけるけども、そういう時間がないのでそのような形で進めましょうという結論づけたように、結論といいますか最後の話で、記録にも載っております

が、そうなっておりますから、それに基づいてやらせていただいておりますというふうに理解しております。合併協のときのいろんな話がありますが、そういう思い、重い話を背景に、お互いが置きながら、今回の6者協議というのは決定になったということでございますので、これから先の点につきましては、馬場町長さんの方から説明をしていただくのが妥当ではないかなというふうに私は思っております。

○幸賀議長 田中委員。

○田中（董）委員 再度お聞きしますけど、あなたは、私は6者協議をお願いしたのは、今、言いますここの法定協議会で議論しても決まらんとおもうよと。だから、ひとつ両町の町長、議長、そして3号委員の代表である座長、副座長さんに入っていて、たたき台をこしらえてくださいよということを行ったけど、あなたは決定ということはどうですか。なら、法定協議会なんて要らんじゃないですか。何を言っとるんですか、そんな勘違いをされたらいけませんよ。私たちがこういう試案を検討しましたと。皆さん、これについて異議ありませんかというのがあなたたちの立場じゃないですか。決定したら、ここの法定協議会要りますか。あんた大きな勘違いしたらいけませんよ。

そして、私が後段に言いましたことに対して、全然説明されておらん。皆さんが先程言っておるように、るる火種を残したらいけないということや、そしてあなたは苦渋の決断というんですけど、温泉町も苦渋の決断なんですよ。温泉町にも町民がおる。議会がおられる。これを納得してもらわなかったら、この会議が成立しないんですよ。立場は同じなんです。だから、あなたの言うておられる浜坂町だけが苦渋じゃなくして、温泉町も苦渋なんです。先程言っておられるように、「新温泉町」をつけたというのは、うちの町長がやはり合併というものはぜひしなければいけないと。ここの二、三年というんか、両町の町民のサービスが低下するといいう中で、苦渋の決断をされておるとおもうよ。これについては、私は「新温泉町」についてはとやかく言いません。時のトップがそういう決断をされたということについては言いませんけども、「新温泉町」は、うちの町長も苦渋の決断をしとるんですよ。一歩下がっておるんです。浜坂町の言うことを聞いておられるとおもうよ。だから、ただし書きの「合併後検討する。」は、これは削除されるのが普通じゃないですかということをおっしゃる、私もそうなんです。そのことについて、全然あなたは答弁されとらん。それについてはどうですか。

それから、第1問と。

○幸賀議長 ここで、田中委員の回答につきましては、6者協議の結果についての位置づけの問題がありました。したがって、両町長で統一見解と申しますか、統一した答弁をひとつ

願いたいと思います。

ちょっと暫時休憩します。

[休 憩]

○幸賀議長 休憩を閉じて会議を続行します。

陰山会長。

○陰山会長 さっきから申し上げておりますように、これは苦渋の決断というのは、お互いが苦渋の決断であるということは、よくよく承知をいたしております。

それから、決定という表現について、いささか表現がどうかということにつきましてはわかりますけれども、6人の中で決めたというか、これを今日、この場で諮っておる訳ですから、そういうことを御理解をいただいて、今日の論議はここの場であるというふうによろしく願いを申し上げたいと思います。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 先程の調整会議の延長線で私はあると思っておりますが、一定部分。そのただし書きの部分、先程言ったように、私は名称もやはり新じゃなしに、新はとるべきだと思っておりますが、先程から何回も繰り返しますけども、五百歩、千歩譲って、「新温泉町」だとしても、このただし書きという部分というのは、多くの皆さんに理解をしてもらわなきゃならん。この場でいいがな、まあまあというようなことで説明責任が果たせるかということがあった。したがって、説明責任を果たすということは、会長である陰山町長もだし、副会長である馬場町長もそのとおり。私らような協議会の委員らとて、説明責任はついて回る。したがって、きちっとした内容を言っていただきませんと、このまもうやむやの状況の中で、もやもやとした状況でこのまま延長線に入るということは可能なのか可能でないのかという部分も出てきますから、したがって、その辺のところ、苦渋の選択であれば苦渋の選択を言っていただいたら結構。そのことを私は求めたいと思います。

○幸賀議長 それでは、両町長より再答弁になるかもわかりません。それぞれ答弁願います。

陰山町長。

○陰山会長 どう言いますか、苦渋の選択でお互いが、何回も申し上げておりますが、ここで3月合併をなし遂げなければならないという6者協議の中で、このような話をしてきたということを御理解いただかなければ、それから先、何か決して皆さんに発表してはならないような話はその場でなかったと思いますけれども、そういう細かい話をしてみたところで、余り私は意味がないんじゃないかなというふうに思いますので、この点についてはこれがいいのか悪い

のか、これでお互いの町民が、お互いが不満を持ちながらも、これで行かざるを得ないというふうなお考えに立っていただけるのかどうかということで、委員さん方の皆さんの御意見もお聞き願いたいし、私たちの方では、この6者で決めたことについては、皆さん方に原案として、我々の決めたこととして御理解を賜っていきたいという立場しかありません。

○幸賀議長 馬場温泉町長。

○馬場副会長 先程申し上げましたように、合併の大義というのは、これはいろんな受けとめ方、見方があると思います。私はこの合併の大義、それから合併の目指すべきもの、これとこのただし書きをはかりにかけて、もちろん合併の大義、合併を成就するということがはるかに重いという判断をさせていただいた。したがって、それが私にとりまして、私、一存で物事を決める訳ではございませんが、苦渋の選択だというふうに思っております。

○幸賀議長 そのほかございませんか。

田中委員。

○田中（董）委員 温泉町長、いかに合併が大切かということの中で、苦渋の決断、あなたはされたという気持ちはよく理解ができるんですが。私も、合併を今しなければ本当に両町は大変なんだと、合併の特例債だけじゃないと、あらゆる県の方の推進債、そういうものに大きく響くということは、我々でもそれは本当に身にしみじみと感じるような話を聞きます。あなた方は、特に予算を組んで町民の生活というものに責任を持っておられるからそういうことを言っておられると思うんですけども、確かにその合併も大切ではあるけども、このたびのこの町名変更は本当に理不尽なというんか、浜坂町の側の一方的なんですよ、これは。粛々とやっておるものがね、こういうことの中でやられるというから私たちが異議を申し上げるとということであって、その意味を、浜坂の町長さん、あなたはいいように解釈ができていないじゃないかと。

先程、じゃあ、合併後、新町になって一気に町名は変えませんよというようなことを申しておられましたね、その意図はどういうところですか。やはり、合併後、町名を変更するんだよという半面にとられるんじゃないんですか、その点はどうですか。本当に合併後、町名は一気には変更しませんよと、そこらの意味を一つ聞かせてください。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 余り言葉じりをとらえていただくと困るんですけども、私がお聞きしておるところでは、何か一気に浜坂町寄りの町名になるんじゃないかという話があるという話を聞きましたので、そういう浜坂側では理不尽なことはいたしません。しかし、このことがある限りは検

討はしていただかなきゃならん訳ですが、検討をしていただく。そのときには合併をしておりますから一つの町になっております。で、一つの町の方の理解ができる方法で検討をしていただくという形のものが、この検討するというものであろうかというふうに理解をしておりますということを申し上げた訳であります。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 そういうことを言うからね、将来、両町民が混乱するちゅうことですわ、はっきり言ったら。後からけんかすることを何で、後からけんかするだったら今けんかした方が簡単だないか。物事の順序は、皆さん、私は若いですから会長さんは当然大先輩です、昔から後のけんかは先にせっちゅうじゃないですか。だとするだったら、後に大きなけんかの火種を残すだったらあきませんよと、だから将来に大きな混乱を残すってことを私は先程から何回も言っておる。その火種をぶすぶす残したまんまいですかってことなんです。これがわかっていただけませんか。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 いや、わかるんですけども、先程からおたくの町長もおっしゃっておるように、3月までに合併をしなければならぬとすると、今のような選択でいかざるを得ないではないですかということを申し上げて、この後が、あなた方はけんかとおっしゃいますけど、私はけんかではないと思いますよ。その持っていく方にもよりますけども、けんかでも何でもないとこのように私は理解をしております。

○幸賀議長 そのほか、御意見ございませんか。

中田委員。

○中田委員 浜坂の中田です。この調整会議につきまして、町長さん、議長さん、それから座長、副座長を含めて慎重に審議していただいたと思います。これは前回、我々もその場で結論が出ないだろうということで調整をお願いしたという経緯があります。もし、その調整会議の内容に不足があるというのなら、私は今、あえて浜坂町の方の委員としても、この会議の内容というので浜坂の議会が通るのかなと、ふと思ったことがあるんです。陰山町長がよう議会を抑えたなというふうに自負しております。

でも、御苦労なさっていただいたことを思うと、本当にこの後何日もかけて合併ができるんでしょうかということが言いたいんです。ある程度苦しいものも吞んでいただく。ここにありますように、合併後検討する、合併後、名前を変えますとは書いてないんです。で、新しい一つの町になる、それによって検討をするというふうにまとめ上げられたという。じゃあ、一つ



の町がどういうふうに分かれてけんかをするんですかということが今度言いたいと私は思いますけど。

○幸賀議長 ただいまの中田委員の御発言は、これは答弁要りますか。

○中田委員 いや、いいです。

○幸賀議長 中井委員。

○中井（功）委員 温泉町の中井です。今日までの議事の経過から見て、この再考の議案そのものも、採択に当たっても従前の経過から見ると本当に理不尽だと思いますし、そのことが簡単にできるようなことであれば今後の町政そのものにも疑問があるところではありますけれども、こうやって20人が一生懸命考えてみたところで責任を負うのは最後は町民でしかない。合併しないことのデメリットを考えてみたり、合併することのデメリットを両方を比較してみたところで、やはり合併しないことのデメリットの方が大きいんじゃないかな、そういうふうに思って町名再考については議題とすることに賛成をさせていただきました。

ところが、ただし書きなんですけれども、町名変更そのものが法律の規定でできないっていうんであれば、ただし書きも当然意義あるものになるだろうと思います。ところが、ただし書きそのものをつけてみたところで議決要件が緩和される訳でもないでしょうし、そのことを考えると、あえてこの時点で合併協議会の紛争した経過をわざわざ傷跡として残す、そしていやが応でも検討をさせていくっていうただし書きをつけるよりは、法律で変えられるっていう規定があることを十分に住民に理解をしていただいて、先程も次の新しい町になってから住民であれ議員であれ、その方々に考えていただいたらということをおっしゃってられましたけれども、本当にそう思うんであれば、合併した、新しく町ができた時点でただし書きなんかをつけなくても十分に変更が可能なんじゃないかな、それが必要であればの話ですけども。そして、ただし書きをつけることで、今までは不満があっても我慢してた町民も、わざわざそれに加えて不安が加わるんじゃないでしょうか。結果としては一緒なのかもしれません。それであるならば、わざわざ不安の種を残すようなことは協議会としてはしたくないと、私はそういうふうに思います。

○幸賀議長 両町長に、何としてもただし書きをつけなければならないという理由でほかの言葉でもしあるとしましたら、再度お答えいただきたいと思います。

陰山会長。

○陰山会長 いや、ほかの言葉であるかといいますといろいろ悩みますけども、今の御質問でいきますと、どういう意味でしょうか。法律で決まっておるんだから、ただし書きがなくても

変えようと思えば変えられるんだから要らないという意味だったでしょうか。

それであれば、こういう非常に難しい中でここまでお互いが苦勞して合併をしようという気持ちになっておる段階であれば、それであればそっくりそのままどうかこの名称を入れさせていただきたいというふうに思うところでございます。(発言する者あり)

いやいや、そっくりそのままというのはちょっと語弊があったんですけど、法律があるから要らないと言われるなら、いや、それならあんまり意味がないと言われるなら入れてやってくださいよということを、そのままお返しをするという意味で申し上げておる訳であります。

○幸賀議長 中井功委員。

○中井(功)委員 私どもの説明が悪かったんかもしれません。意味がないというんじゃなくて、そこまでして不安を残す必要があるのかどうか、このただし書きが住民に対して説明ができないということを新聞にも書いてありましたけれども、本当にそれがないと説明できないんだろうか、必要不可欠なものなんだろうか、住民の合意が得られないというのをどこで判断されたんか、私はそれを思う訳です。それが、住民の合意っていうのが議会の合意っていう意味なのかもしれませんけども、私なりにそこをただし書きの必要性といったものを理解したいと、どういう理由があってただし書きが必要なのかということを理解したいということですから、そういうふうに解釈していただけたらと思います。

○幸賀議長 そのただし書きについての納得のいく説明方を今少々検討していただきます。暫時休憩します。10分間休憩といたします。

[休 憩]

○幸賀議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

特に傍聴されておられます皆さんに誤解があってははいけませんので、少々申し上げたいのは、今回の議長の立場は採決に加わることで、それから委員としての意見も許されるという立場にあるようであります。したがって、少々、疑義の途中ではございますけど、意見を申し上げさせていただきます。

この合併という大きな目的に向かって本日で17回であります。前段の15回はさておき、とは申せ15回の協議会の中で特に最重要な問題として名称の問題が課題として現在にいたっております。今日、両町長が苦渋の選択、それは両町の将来を考えて、いろいろな障害を乗り越えてその目的を達成するためには、ひとつの大きな課題であります名称問題、いろいろな両町の思いから、今日に至って混迷しております。そのどうしても達成しなければならない合併ということ、しかも時間がないという状況、そういう状況の中で両町長がともに内容は異な

っても苦渋の選択をされた。したがって、苦渋という肩書がついておりますことは、具体的に申し上げますといろいろと障害がある説明をしなければならぬことはこれは想像のとおりであります。したがって、苦渋の部分を詰めて詰めて詰めてしまうと大目的である合併ができなくなるという方程式になると思います。そういった全体の状況を踏まえていただきまして、両町長に御回答をいただきたいと思っております。

陰山町長。

○陰山会長 先程から何回も申し上げておりますからまた似たようなことになりませんが、私はこのことを入れなければ町民への理解が得れないということは、つまりは当面と申しますか、私が一番苦しい、今日までの段階の中で、これがなければ浜坂町議会への同意は得られないというふうに思って今日までこの話を進めていただきました。

○幸賀議長 一方の馬場町長。

○馬場副会長 このただし書きの判断、とらえ方、これは意見の分かれるところでありまして。しかしながら、私はこれを岸田川の上流と下流、姻戚関係もとても多いこの浜坂、温泉両町の町民の皆さんで克服をしていく必要があるというふうに思っておりますから、苦渋の選択でございますし、このことはぜひともこれがないと浜坂町議会が通過しない、もちろん半面これがつくことによって温泉町の議会で大きく波紋を広げて賛同できないという意見も多数、現実ちょうどいしてる訳であります、このところをぜひとも乗り越えさせていただきたいというふうに思っております。

○幸賀議長 両町の今の回答を踏まえての建設的な御意見をいただきたいと思っております。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。温泉町議会は都合3回この問題について協議をいたしました。馬場町長に、ただしをとれないかということが審議の中心でありました。今、両町長の回答にあったように、ただしをとることによって合併ができないということが何回となく繰り返されました。議会では、このことについて非常に現在混迷を深めておりますが、一番の前提条件は合併をなし得るといふことは両方の議会が議決して今日に至ると申す訳です。

背景として、先程、温泉町の中井委員が言いましたように、何もただし書きを入れなくても地方自治法では名称変更が、町名変更が可能だということは周知のとおりであります。じゃあ、関係ないものなら抜いてしまえばいいじゃないかという論理と、それがないと町民に説明ができない、つまり同じただしであっても温泉町側の論理と浜坂町側の論理は全く裏腹の関係にある。

そして、陰山町長にすれば、名称再考を掲げて出られたそういう立場からすれば、新温泉町で名称は一部変わってるのではないかという位置と、いや、それだけでは不十分で合意が得られない。これは、いずれにしても合併を成就させようとするときに6者が4回にわたって協議され、一定の方向を出した。町民には目の上のたんこぶであるただし書き、温泉町にとってはとりわけあってもなくてもいいならとったらいじゃないかと、浜坂にはないと説明ができない、この状態な訳です。

そして、浜坂の町民の中には、一たん決まった温泉町でいいがなという町民も約半数おられた。そういう中から今日調整された訳ですから、逆に言えば、議会として私は浜坂の議長にお尋ねしたい。このただしというものを議会としてはどのように受けとめておられるか、浜坂の議長に一言ちょっとお答えをいただきたい。

○幸賀議長 田中議長。

○田中副議長 急に言われても困る訳でございますけれども、町長が説明を申し上げておりましたように、私どもも前回も申し上げましたけれども、前任者の中村町長が辞職され、次の選挙で陰山町長が新町名ということで訴えて当選いたしました。そういうような経過からしまして、何としてもそういうことをつけていただくことで浜坂町の町民に理解をしていただきたいと。そして、それは一つは町会議員の立場にも立つと町民の方に説明ができんとそういうような形で、ぜひお願いをしたいと、そういうことでもうお願いをずっと続けてまいりました。

ですけれども、私は、先程から町長も申し上げておりましたけれども、合併と同時に、あるいは1年以内とか、そういうことで町名を変えるなんていうことは、まず合併した町民が決めることでございますけれども、私が議長として責任を持てる言葉ではございませんけれども、そういうことは全く今のところ考えておりませんし、再考をすれば、少なくとも80点や100点は期待できんにしても、両町民が60点、ここでまあ辛抱しようかなと両方が納得できるような形で最低限あるべきだと思っております。

答えになったか、急に言われましたんでわかりませんが、そういうことでございます。

○幸賀議長 西脇委員。

○西脇委員 温泉町の議会が一番このただしで問題になったのが、新町合併後、議会議員の数は人口の数からして浜坂町が当然議員の数が多いと。そうすると浜坂町の論理で即名前が変わるという危険性があれへんかというような発言も中にはありました。それから、ただしをとるためには、もっと同じ譲るならきちっと浜坂に納得できる名前を頭につけてもいいじゃないかと、そういうふうな意見もありました。しかし、両町のトップ、議長並びに3号委員の代表が

決めてきた経過という中から、この「新温泉町」を認めるという方向で論議を進めておりますが、ただしについては十分な合意が得られていないというのが現状であります。

昨日、温泉の町長は全区長を集めて経過を説明され、その中で相当な意見が出たかと思いましたが、区長の主たる意見は合併を絶対成就させということがあったというふうに報告を受けましたが、それらについて温泉町長の方からもし補足があればお願いしたいと思っております。

私の最終的に言いたいのは、このただし書きがあることによって合併後、即選挙だとか、即町名変更だとか、そういう位置のものではないと思っておりますが、邪魔になるものとはってほしいなというのがかねがねの意見でございます。ただし、大義である合併を今両町長が言いましたように、合併をめぐということがあってはならないということだけを協議会のメンバーの一人として強く思っております。以上です。

○幸賀議長 御指名がありましたので、馬場町長。

○馬場副会長 このただし書きのとらえ方っていうのは、これはそれぞれ町民の皆さんお一人一人考え方が分かるとこだというふうに正直思っております。

しかし、そういう合併後、じゃあ、名前を変えていく、そのことが本当に浜坂、温泉の町民の皆さんに理解が得られることなのか。民間企業において、封筒1枚にしても、看板1枚にしても、住所表示一つにしてもこれらが大きく変わっていくことが今日的に果たして許されるものなのかということも、私どもは整理をさせていただく必要がある。その上でなおかつ、当初から申し上げておりますようにこのただし書きについて削除していただだけませんかということをお願いしてまいりましたが、これがあることによって一定の前進が図れるという総括がなされるとするならば、それはそれとしてやはり今後の両町の町民の思いを深める中で整理をしていったらいいのではないかという思いですから、私は決してこれをマイナス思考としてとらえていないところでございます。

○幸賀議長 どうぞ、平澤委員。

○平澤委員 浜坂の平澤でございます。調整委員の中で、町長、そして議長、それから3号委員の正副座長の皆さんが、決めたという言葉を使っはいかんというふうに先程から言われておりますから決めたという言葉を使わずに、提案されたというふうなことで理解はさせていただきたいと思っております。

そして、今、西脇委員が言われましたように、先程から町会議員の方も温泉町の町会議員の方が言われております。その経過は、我々浜坂町も何度も通ってまいりました。現在もその苦渋の選択であることについての経過は通りつつあります。それは、3月の2日に、2、3と分

けて、我々浜坂町の町会議員は温泉町の議員の皆さんに、陰山町長が第16回に提案しました二方町という名前のもとに、二方町でお願いできませんかということで各議員さんのお宅をそれぞれ回らせていただいた経過がございます。

それは、我々浜坂町の委員としては、議員としては、私は前回の第16回からの委員でございますが、第10回の合併協の会議の中で、まさか浜坂町長、そして議長、それから我々の仲間の委員さんが温泉町と言われることについては夢にも思っていませんでした。第1回から第9回までそのようなお話の中で、議員全員協議会をやりながらやってまいりました。そのもとに町長選挙というようなことも我々は経験した訳でございます。

その中で、今、馬場町長と陰山町長が同じように答弁をされております。そして、温泉町の方々、委員の方々も聞かれておられることは同じようなことを聞かれておられますが、我々議会としては、議長が先程申し上げましたとおり陰山町長とともに行動してきた中で、先程の一行の一文、「検討する。」ということが我々議会の同意を得る最高のところであったと我々は思っております。今、ほかに2名の議員もおられますけども、浜坂町の議会をまず理解していただくためには、「検討する。」というあの一行、一文が非常に大きくございました。と同時に、今後ともそれが浜坂町民に対して我々が説明責任を果たしていく大きな一行でございます。そのように御理解いただきたいと思っております。

○幸賀議長 中井委員、ありましたか。いいですか。

中井登委員。

○中井（登）委員 議論を聞かせていただいて、6者会議に入っております学識経験者という立場からあえてお話し申し上げたいと思っておりますけれども、それまでにかつて私が温泉町という氏名に1票を投じた者として、ぜひ温泉町の皆さんにここはひとつ御理解賜りたいとお願いをいたしたい、こういうふうに思います。

先程、陰山町長が苦渋の説明は大変難しいというお話がありましたが、私もどこまで行っても難しい話だなと思っておりますけれども、私たち3号委員会は、かつて10名の会議の中での結論をいかなる障害があっても合併を成就させるという合意事項を確認しました。その精神をもって6者会議に臨んでおりますし、このことは温泉町の中井委員さんも同じであります。そういう意味で、私は今、先程、陰山町長から、浜坂の議会が通りませんとずばり本音を申し上げたところに、平澤委員からも同じような意見が出ました。これが現実であります。

どうか両町が今緊急の課題として求められてるのは何だと、それは町が減びることがないように合併を担保することであり、この合併を担保させないで議論は成り立たないと。どう

か温泉町の皆さんの気持ちも長い期間の間わかっております、問題は、後日協議と聞いて政争の具になったり、あるいは混乱の原因になったりという心配がない訳じゃありませんが、それは今日の日のこの議論がある間は絶対にそういうことはならないと私は確信します。

ですから、どうか温泉町の皆さん、ここはひとつ合併を担保するためによろしく願いしたいということを3号委員の代表として申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○幸賀議長 岡坂委員。

○岡坂委員 浜坂の岡坂でございます。私も前回の会議から参加させていただいております一人でございます。今もずっとお話を温泉町の議員さんからもちょうだいをいたしております。私も、温泉町さんの立場というものは身に痛みを感じておるほど承知はしておるところでございます。

しかしながら、合併をどうしても、今、中井委員が申しあげましたように、絶対にこの合併は破綻すべきじゃない、担保すべきだという一つの大前提の中でこの結果っていいですか、合意がなされたら、こういうふうに私は解釈をしておるところでございます。過去の経過におきましても、3号委員さんをお願いをした経緯もございます。また、町長、議長にゆだねた経緯もございます。しかし、今、過去は誰が何とどういうことがあって、どういう経過が出たといたしましても、絶対に3月25日までにはこの結末がつかなくやあこの合併は担保できないというふうに私は考えております。

だから、私たち浜坂町の議員といたしましても、残念ながらまた不幸っていいですか、何ていいですか、言葉になりませんが、このことによって浜坂町には町長選挙という一つの行動が起こされてまいってまいりました。そのときの結果として、やはり「温泉町」では絶対だめだという票が640票を上回った一つの経緯がございます。したがって、これは本来でございますならば住民投票とか、アンケートとかとってするのが本当かもわかりませんが、確かに私は合併協議会の協定も非常に重んじております。十二分に承知はしております。したがって、陰山町長が辞を低くしてお願いをいたしますという言葉は何十回も吐いておられますけれども、今、中井元町長がおっしゃいましたように、温泉町の皆さん方には本当に申し訳ございませんけれども、この合併を成就するために、また浜坂町の町民にいささかでも御理解が得られるような一つの方策して私はお願いをしておるんであろうと、かように思っております。

それから、この一行の、皆さんが問題になっております一行につきましても、合併をしてから温泉町さん、浜坂町さんの皆さん方がこれは変えないけんだとか、いろいろどうだとかいう

ような意見がずっとずっと出てきたときに考えるべきだと、そういう意味で私はつけて、馬場町長さんもそれに御理解を賜ったんだろうと、かように思っております。

しかし、もうあとを振り向く時間はございません。どうしても3月25日までにはこの結末をつけなきゃいけない実態が迫っておりますので、温泉町さんの皆さん方には本当に申し訳ございませんけれども、浜坂町の意のあるところをお酌み取りくださいますと、この案件に御賛同いただきますことを心からお願いをし、また重ねてお願いをお願いをする次第でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 この時点で、議長の立場で一定の判断をさせていただきます。

この新温泉町、ただし書きという、言うなれば知恵を絞って絞った挙げ句の苦渋の選択という最後の案と解釈せねばならないと思います。しかしながら、その中には幾多の懸念される面、心配される点が多々あるということにつきましてはある皆さん方から御意見が出ました。これ以上意見を深めるということは、いよいよもって味の悪い内容になる心配が十分あります。

したがって、それぞれの心配は、一つは善意に解釈せねばならない部分もあろうかと思っております。中には取り越し苦労する面もあろうかと思っております。それぞれの思いはあるにしても、大目的である合併ということににらんだ場合に最終的な大局判断をすべき時期だと思っておりますので、この辺で個々の質疑を打ち切らせていただきまして、大局判断での結果をお尋ねをしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 それでは、ここで質疑を打ち切らせていただきまして、しかし、この案件につきましては極めて最重要案件であります。採決にはいかがな方法でとらせていただきますか、お諮りをいたしたいと思っております。

採決に当たりましては、起立による採決をお願いをいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 それでは、お諮りいたします。第66号、新町の名称の変更について、原案のとおり確認いたしますことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○幸賀議長 起立18名。多数であります。よって、本案は、確認いただいたものとして決定いたします。

続きまして、協議第67号、議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更についてを議題とし、



会長にかわり事務局に朗読と説明をいたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 21ページをお願いいたします。協議第67号、議会議員の定数及び任期の取扱いの変更について。議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について提出する。平成17年3月19日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目7、議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更について。平成16年2月18日に開催した第5回合併協議会において確認された議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり改める。

記。(1)、議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任するを、(1)、合併後50日以内に設置選挙を行うに、(2)、選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とするを、(2)、選挙区は1選挙区とし、議員の定数は20人とするに改める。

22ページをお願いいたします。合併期日の変更に伴いまして、議員の任期について調整方針を変更いたしました。変更前は合併特例法の在任特例を活用して、平成17年10月31日までの7カ月間在任することにいたしておりましたが、変更後は合併後50日以内に設置選挙を行うことにするものでございます。変更理由といたしましては、合併期日が10月1日への変更により任期に不整合が生じたためと、財政事情等を勘案し、できる限り早く合併の効果が発揮できることが望ましいと思われるためであります。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

〔休 憩〕

○幸賀議長 休憩を閉じて議事を進行いたします。

ここで、第67号議案につきましては、これは両町の議会の事情というものが異なります。当然のことだと思います。したがって、ここでしかとした両町での事前協議がなされたものかどうか、その辺の事情をここで率直、実態を一度説明、報告をしていただく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。必要ありませんか。

これは2号議員の皆さんの御意見ということになりますので、これは念のため、議員にとりましてはいろいろな考え方がありますので、ここでいきなりということは避けたいと思いますが、なかったら議案のとおり進ませていただきます。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。温泉町はこの問題について議会で論議いたしました。それには先程のただし書きとリンクしておりまして、そういうことがあれば任期特例も要るかなというような意見もありましたが、この時期、10月31日までの特例でなしに設置選挙が望ましいのではないかと、今どき、この議員特例を使うべきでないという意見が大半を占めておったということでございます。

○幸賀議長 そのほかございませんでしょうか。

浜坂、西村委員。

○西村委員 浜坂の西村です。浜坂町議会の方の意見を集約したことを報告いたします。

浜坂町議会も同じように議論いたしました。結果といたしましては、理由は全く同一です。この時代において、この合併の目的というのが行財政改革、これのウエートが非常に高くなっております。そういう意味で、財政改革の意味から設置選挙をすぐやるべきいうことで統一できております。以上です。

○幸賀議長 そのほか。

それではないようでございます。

それでは、両町のただいまの意見を踏まえて、67号についての質疑に入りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議がないようであります。それでは、協議第67号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、協議第67号は、原案のとおり御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第68号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 23ページをお願いいたします。協議第68号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について。農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いの変更について提出する。平成17年3月19日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目8、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの変更について。平成16年2月18日に開催した第5回合併協議会において確認された農業委員会の委員の定数及び任期の取

り扱いについて、下記のとおり改める。

記。(1)、農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町・温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任するを、(1)、新町に1つの農業委員会を置き、合併後50日以内に設置選挙を行うに、(3)、農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積、農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦委員1人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用するを、(3)、農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積、農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。選任による委員は、議会推薦は4人とし、農業団体推薦員1人とするに改める。

24ページお願いいたします。これも合併期日の変更に伴う農業委員会の任期の調整方針の変更でございます。変更前は合併特例法を活用いたしまして、全国統一の選挙日程であります平成17年7月19日までといたしておりましたが、変更後は議会議員と同じく、合併後50日以内に設置選挙を行うものでございます。変更理由も、合併の期日が10月1日に変更になり、農業委員会の委員の任期に不整合が生じたためと、財政事情等を勘案し、できる限り早く合併効果が発揮できるよう設置選挙が望ましいと思われるためでございます。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

これより質疑を行います。御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議がないようであります。協議第68号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議がなしと認めます。よって、協議第68号は、原案のとおり御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第69号、合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 25ページをお願いいたします。協議第69号、合併期日の変更に伴う「そ

の他協定項目」の調整方針の変更について。合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について提出する。平成17年3月19日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は別紙の数字のとおりでございます。合併期日の変更に伴う「その他協定項目」の調整方針の変更について。合併期日の変更に伴い、「その他協定項目」の調整方針を別紙のとおり改める。この案件につきましては、合併期日が4月1日から10月1日に変更されたことに伴う時点修正をさせていただきました。

概要につきましては、合併特例法の規定項目が地方税の取り扱いの1件、その他の協議項目が介護保険事業の取り扱いなど2件、その他、事務事業の調整が総務関係事務事業の取り扱いなど9件となっております。

時点修正以外のものにつきましての御説明をさせていただきます。26ページから33ページまでは改正文を掲げております。34ページの新旧対照表をお願いいたします。変更箇所には下線を引いております。ほとんどの場合が時点修正でございますけれども、左の数字で21番、介護保険事業のところの(4)で、介護認定審査会は合併時までに調整するとありましたものを、新調整方針では合併時に設置するにしております。これまで、美方郡4町が単独設置、共同運営してまいりましものが、平成17年度の合併までは2町で単独設置、共同運営となり、合併後は単独設置、単独運営となるということでございます。

それから、36ページでございますけれども、上の段の15に敬老祝福事業をうたっておりますが、祝い品配布対象者について経過措置を設けております。

それから、38ページの中段でございますが、(2)の終わりの行に奨学奨励金について掲げておりますが、既に方針が出ておりまして、平成17年度から廃止が決まっておるためにそのような表現にさせていただいております。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

これより質疑を行います。御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。協議第69号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、協議第69号は、原案のとおり御確認いただいたものと決定いたします。

協議第70号、変更合併協定についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 39ページお願いいたします。協議第70号、変更合併協定について。変更合併協定について提出する。平成17年3月19日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

変更合併協定について。変更合併協定については、別紙変更合併協定書のとおり確認する。

40ページをお願いいたします。変更合併協定書。平成17年3月19日。浜坂町及び温泉町は、平成16年10月2日調印した浜坂町・温泉町合併協定書を次のとおり変更する。2の合併期日につきましては、前回の協議会におきまして4月1日を平成17年10月1日に変更されました。3の新町の名称以下の項目につきましては、先程の協議で変更された項目でありますので説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、47ページには変更調印書をつけておりますし、48ページからは顧問の先生方を初め、立会人署名の様式を掲げております。この会議が終了後、署名調印をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○幸賀議長 朗読説明は終わりました。

これより質疑を行います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 質疑を打ち切ります。

協議第70号は御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 御異議なしと認めます。よって、協議第70号は、原案のとおり御確認いただいたものと決定いたします。

次に、その他の項目に入ります。

その他の件で何かありましたら、この際、伺っておきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 ないようであります。

それではここで、最後に、閉会の挨拶を温泉町長、馬場副会長にお願いをいたします。

○馬場副会長 それでは閉会のご挨拶を申し上げます。

本日、新しい町の名前について、10月に調印いただきました内容変更ということ、さらに

は議会議員の任期につきまして、在任特例を使わないで設置選挙にするというふうなことをお決めいただきました。これらは、合併関連議案として、直近のそれぞれ浜坂町、温泉町の議会に議案として上程をさせていただいて、ぜひとも御議決をいただかなければ効力を発しないということになる訳でございます。もちろん、陰山町長、それから私、精一杯努力を重ねてまいりたいという思いでございますが、どうか本日いろいろと御意見賜りました委員の皆様方におかれましても、一層の御支援と御協力をお願いをするものでございます。

幾度も知事の歌を御披露申し上げておりますが、「浜風と紅葉彩どる海山に思愛深め築きあげなん」。この精神にのっとり今後の合併、さらには新しい町の発展を期してまいりたいというふうに思っております。本日は長時間にわたりまして終始熱心に御議論、御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして第17回の浜坂町・温泉町合併協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○幸賀議長 それでは、まことに不手際な議長采配にもかかわりませず、委員の皆様には慎重審議、御審議をいただきましたし、心からの御協力を賜りましてまことにありがとうございました。

これをもちまして第17回協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。